

千曲市青少年問題等庁内連絡会議規程の一部を改正する訓令

千曲市青少年問題等庁内連絡会議規程（平成18年千曲市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「市民生活部長」を「市民環境部長」に、「生活安全課長」を「市民生活課長」に、「子育支援課長」を「こども未来課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月30日提出

千曲市教育長 小松 信美

<p>条例、規則等の名称</p>	<p>・千曲市青少年問題等庁内連絡会議規程</p>
<p>制定区分 (該当字句を ○で囲む)</p>	<p>新 規 一部改正 全部改正</p>
<p>制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)</p>	<p>令和5年度からの組織再編に伴う改正</p>
<p><u>提案理由</u></p> <p>「市民生活部長」を「市民環境部長」に、「生活安全課長」を「市民生活課長」に、「子育て支援課長」を「こども未来課長」に改める。</p>	

千曲市青少年問題等庁内連絡会議規程（平成18年教育委員会訓令第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>別表（第2条関係） 教育部長、<u>市民生活部長</u>、総務課長、<u>生活安全課長</u>、福祉課長、<u>子育支援課長</u>、<u>健康推進課長</u>、教育総務課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、文化課長、学校支援指導員、社会教育指導員</p>	<p>別表（第2条関係） 教育部長、<u>市民環境部長</u>、総務課長、<u>市民生活課長</u>、福祉課長、<u>こども未来課長</u>、<u>健康推進課長</u>、教育総務課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、文化課長、学校支援指導員、社会教育指導員</p>